

ネーミング・ライツ制度 申込に関するQ & A

Q 1 どう申し込めばいいのですか？

- ◆募集要項、申込書及び誓約書を、施設所管課及び財産管理活用課の窓口で配布しています。また、本市ホームページからもダウンロードしていただけます。申込書等に必要事項をご記入いただき、(1)法人に係る登記事項証明書、(2)企業の概要及び過去3か年の決算報告書、(3)愛称の設定理由、(4)地域振興の実績及び今後の計画等、(5)納税証明書、を添付して、それぞれの施設所管課へ提出してください。正本1部には、法人印及び代表者印を押印してください。副本は6部提出をお願いします。

Q 2 申込書等を郵送してもらえますか？

- ◆お電話で郵送希望のお申し出をいただければ、郵送させていただきますが、時間がかかる恐れがありますので、ホームページからダウンロードしていただくことをお勧めします。

Q 3 申込書等は、郵送してもいいですか？

- ◆期限内に必要な書類すべてが、本市に到着すれば大丈夫ですが、書類不備や到着遅延の恐れもございますので、施設所管課にご持参いただくことをお勧めします。なお、郵送の場合でも12月20日(金)午後5時必着ですので、十分ご注意ください。

Q 4 申込状況は、教えてもらえますか？

- ◆申し訳ございませんが、申込状況についての回答はいたしておりません。

Q 5 愛称は、企業名・商品名だけですか？

- ◆法律違反、公序良俗に反するもの、人権侵害となるもの、政治的・宗教的なもの、個人の氏名・広告となるもの、青少年の健全育成に有害なもの及び誇大・虚偽のおそれがあるもの等募集要項に記載のものを除けば、企業名、商品名、ブランド名及びキャッチコピーなど、ご希望される愛称でご応募いただくことができます。
- ◆選考基準には、「愛称の受け入れやすさ・親しみやすさ・呼びやすさ」がございましたので、ご注意ください。
- ◆市民の皆さんが、施設に愛着がもてるような愛称にしていただければ幸いです。

Q 6 公募期間内に応募がなければどうするのですか？

- ◆応募がない場合には、条件の見直し等の検討を行い、次回以降の導入を目指します。募集期間を延長する場合もございます。

Q 7 申し込めるのは企業だけですか？

- ◆対象を法人といたしておりますので、いわゆる会社に限らず、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人及び監査法人等を含みます。
- ◆風営法の規制を受ける企業、消費者金融に係る企業、賭博・ギャンブルに係る企業、市税に滞納のある企業及び暴力団関係企業等は、お申し込みいただけません。
- ◆個人は、お申し込みいただけません。

Q 8 ネーミング・ライツの期間は、変えられますか？

- ◆期間は、募集要項に記載した期間でお願いします。
長くも短くもできません。

Q 9 施設命名権料の金額は、決められているのですか？

- ◆募集要項に記載した施設命名権料の金額以上でお申し込みください。
上限はございません。

Q 10 消費税率が変更されると施設命名権料は、変更されますか？

- ◆消費税、地方消費税につきましては、別途ご負担いただきますので、消費税等の税率が変更されますと、それに応じてご負担額も変更になります。

Q 11 本市内の事務所の状況欄は、どう記入するのですか？

- ◆この項目は、企業の経営状況、地域貢献の状況把握のためにお伺いしています。
該当する項目に○をつけてください。複数ある場合は、すべてご記入ください。
たとえば、支店が3か所あれば「2.支店に○をし、下に3か所」とご記入ください。
なお、市内に事務所等がない場合には、ご記入の必要はありません。

Q 12 本市市民の雇用の状況欄は、どう記入するのですか？

- ◆この項目は、企業の経営状況、地域貢献の状況把握のためにお伺いしています。
徳島市民の雇用者数が10人以上か、未満かについて、該当する方に○をお願いします。
特に証明書類は必要ありません。

Q 13 地域振興の実績及び今後の計画等は、何を書けばいいのですか？

- ◆この項目は、企業の地域貢献の状況把握のためにお伺いしています。例えば、ネーミング・ライツ、ふるさと納税の実績や文化・芸術、人材育成など社会貢献の実績、そして今後の予定がございましたら、ご記入ください。

Q 14 徳島市税は賦課されていません。納税証明書はどうすればいいのですか？

- ◆徳島市内に営業所等がなく、法人市民税・固定資産税の納税義務がない場合には、本店・本部のある市町村の納税証明書を添付してください。
- ◆公益法人等で法人市民税が賦課されていない場合には、非課税である旨の根拠書類を添付してください。

Q 15 複数施設に申し込みたいが、別々に申し込みしなければならないのでしょうか？

- ◆申込書等は、基本的に施設所管課にご提出いただきますが、複数の施設に申し込みされる場合で、施設所管課が複数にまたがる時は、財産管理活用課に一括してご提出いただくことも可能です。
財産管理活用課から各施設所管課へ送付させていただきます。この場合、財産管理活用課で受付させていただいた時間が受理時間となります。

Q 16 複数施設を申し込む際にも、添付書類はそれぞれの施設ごとに7部ずつ必要か？

- ◆複数施設についてお申し込みされる場合には、添付書類のうち(3)愛称の設定理由以外の(1)登記事項証明書(2)企業の概要、決算報告書(4)地域振興の実績及び今後の計画(5)納税証明書、については、申し込みされる施設数に関わらず、正本1部、副本6部のみで結構です。
- ◆申込書、誓約書及び(3)愛称の設定理由については、それぞれの施設ごとに必要ですので、ご注意ください。
- ◆財産管理活用課に一括申し込みせず、各施設所管課に別々に提出される場合は、2か所目以降の申し込みの際には、添付書類(1)、(2)、(4)、(5)については、〇〇課に提出済みであるとお伝えください。なお、その際には確認のため少々お時間をいただく場合がございますので、ご了承ください。

**Q 17 (1)既存の看板が、どこに何カ所あるのか教えてもらえますか？
(2)すべてを変える経費を企業が負担するのですか？
(3)看板の設置には、どのくらいかかるのですか？**

- ◆看板の位置、数等につきましては、施設所管課にご確認ください。
- ◆看板の変更については、企業に施工いただき、費用もご負担いただきます。
- ◆どの看板を変更するのかにつきましては、費用対効果により、ご選択いただけます。すべてを変更しなければならないものではありません。
- ◆看板の交換費用につきましては、大きさやデザイン等により差がございますので、把握いたしておりません。

Q 18 道路にある施設の案内標識についても、変更できるのですか？

- ◆道路上の案内標識の変更につきましては、ご希望に応じ、道路管理者に協議させていただきますが、協議に時間を要したり、またサイズの関係により、必ずしもご希望の名称に変更することができないこともあるとお考えください。さらに変更そのものが道路管理者から許可いただけない場合もあることをご了承ください。
- ◆費用負担及び施工は、パートナー企業側でお願いします。道路管理者への手続きにつきましては、本市も協力させていただきます。

Q 19 パンフレットについても、企業が負担するのですか？

- ◆施設のパンフレット等につきましても、変更する場合にはご負担いただきますが、各年度における通常の印刷スケジュールでの印刷分は、本市で負担いたします

Q 20 看板の設置は、いつからできますか？
設置が遅れても施設命名権料は支払うのですか？

- ◆施設の管理する看板の設置につきましては、契約締結後、どのような看板を設置するのかについて、施設所管課との協議が整った段階で、施工いただけます。
- ◆施設命名権料は、募集施設の愛称を命名する権利でございます。
本市といたしましては、ネーミング・ライツ期間開始日からその愛称をホームページ等で使用し、定着するよう努めることとなりますので、看板の設置状況に関わらず、募集要項に定める期日までに納付していただくこととなります。

Q 21 期間満了時の原状回復は、どうすればいいのですか？

- ◆原状回復ですので、当初の看板の状況に戻していただくこととなります。但し、長期間現在の看板を取り外して、保存することは困難と考えられますので、何らかの形で、現在の名称を表示していただくこととなります。施設所管課との協議をお願いします。

Q 22 パートナー企業には、契約更新時の優先交渉権はないのですか？

- ◆今回の募集施設の中には、契約更新時の優先交渉権を設けている施設もございますので、要項等をご確認ください。なお、優先交渉権を行使されない場合でも、更新時に引き続きご応募いただくことは可能です。

Q 23 選定委員の氏名は、教えてもらえますか？

- ◆選定委員は、外部委員3名、内部委員2名の5名です。外部委員として、学識経験者2名、公認会計士1名、内部委員は財政部長と企画政策部長です。
- ◆ネーミング・ライツは、今後さらに対象施設を拡大する予定ですので、機動性を確保するため、財政部に常設することとしています。その関係上、今後の審査への影響を考慮し、外部委員の氏名は非公開とさせていただきます。

Q 24 選定委員会はいつ開催されますか？

- ◆公募期間終了後、速やかに開催いたします。

Q 25 選定基準は、教えてもらえますか？

- ◆選定基準は、(1)「施設命名権料」、(2)「愛称の受け入れやすさ、親しみやすさ、呼びやすさ」(3)「企業の状況(実効性)…確実に契約を遂行できるか？」(4)「企業の状況(地域への貢献)…今後の計画も含め社会貢献に熱心か？」です。
- ◆この4項目に加重配点を行い、100点満点で5人の選定委員毎に評価点を算出し、5人の選定委員の平均評価点の最高点を第一候補とします。この第一候補がパートナー企業候補となることを5人の委員全員で確認することにより決定します。なお、配点については、公表しておりません。

Q 26 契約後、市はどのように愛称を周知してくれるのですか？

- ◆契約締結後、本市広報紙「広報とくしま」及び本市ホームページで、紹介します。
- ◆本市ホームページ上の表記を、今回の愛称に変更します。但し、現在の名称を併記する場合があります。
- ◆イベント等が開催される際には、主催者、マスコミ等に対し、愛称で広報するようお願いいたします。

その他、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

(問い合わせ先)

徳島市財政部財産管理活用課庶務担当

電話 088-621-5051

ファックス 088-623-1008

E-mail zaisan_kanri_katsuyo@city-tokushima.i-tokushima.jp